

清須市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年7月～令和15年3月)

令和5年7月1日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

清須市内におけるマンション数は、令和3年度時点で38棟存在しますが、その内、築40年以上のマンションは5棟存在し、10年後には16棟(3.2倍)、20年後には30棟(6.0倍)と、今後、高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

清須市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和3年度に管理組合へ実施したアンケート結果を踏まえ、実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実に図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

清須市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、清須市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年7月から令和15年3月までの10年間とします。なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を適宜見直すものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手すると共に県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。